

「千葉市受動喫煙の防止に関する条例(仮称)の基本的な考え方(案)」に関するパブリックコメント手続で提出された意見の概要と市の考え方

NO.	項目	件数	主な意見の概要	市の考え方
1	条例の基本的考え方(案)に賛成	118	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピックがあってもなくても必要な条例だと思います。実効性のある条例の制定を、心から祈っています。 ・東京都とほぼ同様の受動喫煙防止条例に賛同します。 	条例の基本的考え方(案)に則して取組みを進めてまいります。
2	条例の基本的考え方(案)に反対	91	<ul style="list-style-type: none"> ・強く反対します。国も健康増進法の改正を決めたばかり、なぜ市でより厳しい条例が必要なかわかりません。 ・既存のたばこ喫煙者は皆マナーをよく理解し、実行している。これより厳しい規制をすることは喫煙者から理解を得られない。 ・健康増進法も改正されたことから、全国一律ルールであることが望ましいと考えます。 	受動喫煙による健康への悪影響は科学的に明らかになっています。また、飲食店で受動喫煙を受けるのが最も多く、多くの人が対策を望んでいます。健康増進法の改正後も多くの飲食店は喫煙可能となる中、客は受動喫煙のない店を選択できますが、子どもや従業員は自らの意思で受動喫煙を避けることが困難なため、保護する必要があります。このため、受動喫煙防止の取組みを進めることで、喫煙可能な店が減り、市民全体の受動喫煙を減らすことにもつながることから、本市独自の規制を加えた条例を制定し、より実効性のある受動喫煙対策を推進しようとするものです。
3	公的施設は敷地内全面禁煙とするべき	11	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎、公民館、図書館その他千葉市の公共施設については屋外禁煙とするべきである。 ・司法立法関連機関も規制するべき。 	行政機関の庁舎以外の公的施設(公民館、図書館等)は、必要な手続きのために行かざるを得ない施設ではなく、改正健康増進法で原則敷地内禁煙とされる第一種施設に該当しません。また、司法立法機関は健康増進法の第一種施設には該当しないことから、本条例の努力義務の対象とはしていません。なお、本市においては、市内小中学校や総合保健医療センターのほか、平成30年4月から本庁舎の敷地内は完全禁煙とするなど、対策を進めています。
4	行政機関の庁舎の規制は罰則付きにするべき	14	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店の規制は罰則有な一方で、行政機関の施設は努力義務なのはなぜでしょうか。 ・行政機関の庁舎は敷地内完全禁煙を努力義務ではなくて義務付けにしてほしい。 	行政機関の庁舎は、健康増進法により敷地内禁煙とされ、例外的に厚生労働省令で定める受動喫煙を避ける措置を講じた屋外喫煙所の設置が認められています。屋外かつ必要な措置を講じられた場所であることから、受動喫煙による影響は相当程度軽減されることを、さらに努力義務を課すものであり、罰則などの強い規制をかけることはなじまないと考えます。
5	行政機関の庁舎には来庁者用の喫煙所を設置するべき	10	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関の庁舎は一般の喫煙者も利用します。せめて来庁者用に喫煙所を屋外に設けることは許可してほしい。 ・市役所及び区役所に来庁される市民の中にはたばこを吸われる方もいますので、望まない受動喫煙が防止できる場所であれば、継続的な喫煙所の設置を要望します。 	行政機関の庁舎は、手続に訪れる市民の方にとって他に選択することができず、また、行政は受動喫煙防止の模範となるべき立場であることから、敷地内完全禁煙とする努力義務を課すものです。
6	飲食店の多くに受動喫煙対策が義務付けられるため賛成	4	<ul style="list-style-type: none"> ・店を選ばなくてよくなるし、初めての店でも安心して入れます。 ・条例(案)どおり、飲食店の受動喫煙対策を強化することを望みます。 	条例の基本的考え方(案)に則して取組みを進めてまいります。
7	飲食店の従業員が受動喫煙から守られるため賛成	6	<ul style="list-style-type: none"> ・国の法律では、飲食店での受動喫煙、特に店員の受動喫煙被害を抑止するのに十分ではありません。より良い内容の条例を千葉市が定めることに強く賛成します。 ・従業員の方も受動喫煙を受けなくてすむので良いことだと思います。 	条例の基本的考え方(案)に則して取組みを進めてまいります。
8	全ての飲食店を規制対象とするべき	17	<ul style="list-style-type: none"> ・全飲食店禁煙でいいと思います。喘息等の方は完全禁煙(喫煙室なし)以外は入れず現状では飲食店の1割も利用できる店がないでしょう。 ・飲食の場では店舗の面積、従業員の有無、風俗店などによる例外も経過措置も設けず、完全禁煙としていただきたい。 	飲食店の経営者は、条例で規制をせずとも、自らの判断で受動喫煙対策をとることができます。また、客も店頭の標識の掲示をみて受動喫煙を避けることができるため、望まない受動喫煙を防止するという観点から、自ら受動喫煙を避けることが困難な従業員のいる飲食店に対して条例で規制するものです。なお、風営法の店舗については、それ以外の飲食店の禁煙の状況をみて段階的に規制を強化することを考えています。
9	飲食店の経営に配慮し、規制を緩和するべき	13	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の経営状況は一律ではない。規制も一律ではなく、店舗の経営状況に合わせて選択できるべきと考える。 ・お客様は愛煙家が多く、防止条例がスタートしたら店を閉めなければならぬと思います。私どものような小さな飲食店はこの条例は死活問題です。 	世界保健機関等の研究や調査では、たばこ規制が飲食店の経営に影響がないとされています。国内自治体の調査でも、自主的に全面禁煙にした店の中で、「96%が売り上げは不変又は増加した」「売上が減ったのは8%」等、売り上げが減少した店は少数であることが示されています。また、条例で規制する既存の小規模飲食店に対しては、受動喫煙対策を促進するための効果的な支援策を検討するほか、飲食店における受動喫煙対策の必要性を広く周知啓発してまいります。

「千葉市受動喫煙の防止に関する条例(仮称)の基本的な考え方(案)」に関するパブリックコメント手続で提出された意見の概要と市の考え方

NO.	項目	件数	主な意見の概要	市の考え方
10	風営法施設の経過措置の期限を定めるべき	1	・風営営業法指定店舗の経過措置は当面5年を限度とし、附則等で見直しを定めるのが適切である。	経過措置の期限については、他の飲食店の禁煙化の状況等を見ながら検討してまいります。
11	店が「禁煙」「喫煙」「分煙」を選べるようにするべき	207	・従業員の同意があれば喫煙の可否はお店が選択できるようにするべきである。 ・飲食店には様々な業態があり、きちんと分煙対策を行っている店舗も多いので一括りに禁煙にする条例は入れないでください。 ・店頭に表示すれば問題ないと思います。一律な規制には反対です。	健康増進法の改正後も多くの飲食店は喫煙可能となる中、客は受動喫煙のない店を選択できますが、子どもや従業員は自らの意思で受動喫煙を避けることが困難なため、保護する必要があります。市民アンケートから、飲食店は市民が最も受動喫煙にあう場所であり、また、喫煙が可能とされた場合、そこで働く従業員は長時間に渡って受動喫煙にあうことから、規制が必要と考えています。
12	喫煙店には非喫煙者の入店を断らせるべき	1	・喫煙可とする店は未成年者だけでなく、成人客も非喫煙者の入店お断りとしてほしいです。上司や仲間に誘われたりした場合、受動喫煙被害にあう人がいるからです。	喫煙可能な店への非喫煙者の入店禁止を条例で定めることは、非喫煙者の権利を過剰に制限することになるため適切ではないと考えています。喫煙者も含めてすべての方に対して、望まない受動喫煙を生じさせないよう周知啓発を行ってまいります。
13	飲食店はセルフサービスなら喫煙しながら飲食可能にするべき	1	・従業員の健康に配慮するのは大切だと思いますが、従業員の有無を基準にするよりセルフサービスか否かを基準にするべきだと思います。	セルフサービスの飲食店においても、調理や清掃を行う従業員がいる場合、客席と調理場の仕切がない限りたばこの煙は流れてしまい、また、客席の清掃を従業員が行うことを考えると、従業員の受動喫煙対策として不十分です。
14	保護者に子どもを受動喫煙から守る努力義務が課せられるため賛成	1	・20歳未満のものを受動喫煙から保護するため、条例(案)のとおり子どもを受動喫煙から守る規則を作っていただきたいと考えます。	条例の基本的考え方(案)に則して取組みを進めてまいります。
15	未成年者の保護を徹底するべき	20	・子ども、胎児を守ることは行政を含めてすべての市民の義務です。厳格な条例をお願いします。 ・未成年の保護を徹底してください。長期的に住民全体をたばこから保護することに重点を置いてください。	子どもは自ら受動喫煙を避けることが困難であり、保護すべき対象と考えており、健康増進法で施設の管理権原者等に課された施設内の喫煙場所への立入禁止に加え、施設の内外を問わず、保護者に対してその保護監督する未成年者を受動喫煙から守る努力義務を課すものです。受動喫煙による健康影響と合わせ、未成年の保護に関する規制の趣旨等の周知啓発に努めてまいります。
16	保護者に子どもを受動喫煙から守る努力義務が課せられているのに反対	1	・子に対して保護者が喫煙しないか見守るのが努力義務の方がおかしい。	子どもは自らの意思で受動喫煙を避けることが困難なことから、保護する必要があるため、努力義務を課すものです。
17	未成年者の保護の努力義務は具体性がない	1	・「保護者は20歳未満のものを受動喫煙から保護するものとします」について、この定めにより、具体的に何をどう規制するのかが分かりづらいです。	子どもは自ら受動喫煙を避けることが困難であり、保護すべき対象と考えており、健康増進法で施設の管理権原者等に課された施設内の喫煙場所への立入禁止に加え、施設の内外を問わず、保護者に対してその保護監督する未成年者を受動喫煙から守る努力義務を課すものです。受動喫煙による健康影響と合わせ、未成年の保護に関する規制の趣旨等の周知啓発に努めてまいります。
18	加熱式たばこについて、紙巻たばこと同様の規制をするべき	56	・加熱式たばこの安全性は確認されていない。安全性が確認されるまでの間は紙巻きたばこと同様の規制を行うべき。 ・加熱式などの新型たばこも禁止にしてください。アメリカでは販売の許可さえされていません。	世界保健機関は、加熱式たばこについて、「たばこ葉を含むすべてのたばこ製品は有害であり、加熱式たばこも例外ではない。そのため、他のたばこ製品と同様、たばこに関する政策や規制の対象とすべきである。」としています。また、国は、加熱式たばこの受動喫煙について、加熱式たばこの喫煙により室内のニコチン濃度が高まるが、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難としています。これらを踏まえ、健康増進法では、加熱式たばこの規制については、飲食も可能な加熱式たばこ専用の喫煙室内で喫煙を認めており、紙巻きたばこと同様の規制にはされていません。本市としても、加熱式たばこの受動喫煙による健康影響については懸念しているところですが、健康影響が科学的に明らかでない加熱式たばこを紙巻たばこと同様に規制することは現時点では根拠に欠けると考えており、国の調査研究の結果を注視してまいります。

「千葉市受動喫煙の防止に関する条例(仮称)の基本的な考え方(案)」に関するパブリックコメント手続で提出された意見の概要と市の考え方

NO.	項目	件数	主な意見の概要	市の考え方
19	加熱式たばこは規制の対象外とするべき	211	<ul style="list-style-type: none"> ・煙も出なく他人に迷惑も掛からないため通常のたばこと加熱式たばこを同様の扱いとするべきではありません。 ・加熱式たばこは受動喫煙防止の観点から研究開発された商品です。まだその影響は明らかになっていません。現時点では規制対象から除外するべきです。 	国は、加熱式たばこもたばこ葉が含まれるたばこ製品であり、喫煙により室内のニコチン濃度が高まりますが、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難としています。しかしながら、飲食店の従業員は自らの意思で受動喫煙を避けることが困難であることから、従業員のいる既存特定飲食提供施設においては、国と同様に、喫煙専用室又は加熱式たばこ専用の喫煙室においての喫煙のみ可とするものです。
20	罰則が設けられるため賛成	1	<ul style="list-style-type: none"> ・条例違反者に対する罰則は欠かせないと考えられ、その適用体制についても、十分検討してください。 	条例の基本的考え方(案)に則して取組みを進めてまいります。
21	施行時期を早めるべき	3	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年と言わず、可能な限り、早期の施行を希望します。 ・健康増進法改正案の施行と同時にすることに合理的根拠はなく、受動喫煙対策は可及的速やかに行うべきである。 	健康増進法の全面施行が2020年4月であり、事業者においても準備期間が必要と考えられることから、施行時期を早めることは困難と考えています。
22	宿泊施設の客室内を禁煙とするべき	2	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての人が安心して利用できるようにホテル客室内もぜひ禁煙にしてください。 ・禁煙のところから埋まって予約が取れなくて困ることが良くあります。ホテルで働く方の受動喫煙防止対策も大切です。 	宿泊施設の客室内については、改正後の健康増進法において適用除外となっており、居宅に準ずるプライベートなスペースと考えられることから、条例で規制をすることは困難と考えています。
23	カラオケボックス、ゲームセンター等の未成年者も来店することがある施設を規制対象にするべき	1	<ul style="list-style-type: none"> ・キャバレーやバー、ナイトクラブ「など」については、当面は努力義務とのことだが、「など」に子どもも来店するカラオケボックス、ゲームセンター、ライブハウス、ネットカフェが該当し、努力義務にとどまるのであれば賛成しかねる。 	カラオケボックス、ゲームセンター等については、健康増進法における第二種施設であることから、同法の規制対象として原則屋内禁煙となり、違反した場合は罰則も適用されます。
24	住宅における規制を定めるべき	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ベランダでの喫煙等による受動喫煙被害の加害者に対する罰則の強化と告訴の簡素化等、被害者の救済保護に重点を置いた法を求めます。 ・住宅は喫煙者が隣に引っ越してきた場合、最悪自腹で引っ越すことになります。 	住宅については、改正後の健康増進法において適用除外となっており、プライベートなスペースであることから、条例で規制をすることは困難と考えています。
25	禁煙にする施設に助成をするべき	2	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を出すなら、屋内禁煙にするための改装費を対象にしたり、屋外に受動喫煙が生じにくい喫煙所を整備することに充ててほしいです。 ・禁煙への移行を促すため、清掃に補助金を支給されたい。 	条例で独自に規制をする既存の小規模飲食店に対しては、受動喫煙対策を促進するための効果的な支援策を検討してまいります。
26	喫煙室の設置者には助成するべき	181	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに喫煙場所を設けることとなり、施工費は自己負担で行う。経営を圧迫させる。多少たりとも施工費を負担するなど検討願います。 ・東京都では喫煙室整備に9割の助成金がある。仮に条例施行するなら同等の助成は必須である。 	国(労働局)が、中小企業に対する喫煙室整備の助成制度を設けており、特に、飲食店に対しては、平成30年度より補助割合を1/2から2/3に拡充するなど、支援制度が整えられています。なお、条例で規制する既存の小規模飲食店に対しては、受動喫煙対策を促進するための効果的な支援策を検討してまいります。
27	条例によりやむなく閉店する場合、売上が減少した場合、費用を市が負担するべき	3	<ul style="list-style-type: none"> ・条例が施行され、やむなく閉店する場合、閉店に伴う費用を市が負担するように切に要望いたします。 ・喫煙室を作れない店の売上げが減少した場合の売上げ補填も検討するべき。 	世界保健機関等の研究や調査では、たばこ規制が飲食店の経営に影響がないという結論です。国内自治体の調査でも、自主的に全面禁煙にした店の中で、「96%が売上げは不変又は増加した」「売上が減ったのは8%」等、売上げが減少した店は少数であることが示されています。また、条例で規制する既存の小規模飲食店に対しては、受動喫煙対策を促進するための効果的な支援策を検討するほか、飲食店における受動喫煙対策の必要性を広く周知啓発してまいります。
28	屋内は完全禁煙とするべき	6	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙室はいらないです。 ・従業員を雇っている飲食店は完全禁煙にするべき。 	受動喫煙防止には屋内禁煙が最善ですが、健康増進法において、第二種施設については喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室の設置が認められていることから、第二種施設について屋内を完全禁煙とすることは困難と考えています。

「千葉市受動喫煙の防止に関する条例(仮称)の基本的な考え方(案)」に関するパブリックコメント手続で提出された意見の概要と市の考え方

NO.	項目	件数	主な意見の概要	市の考え方
29	路上(屋外)での喫煙を規制するべき	17	<ul style="list-style-type: none"> 望まない受動喫煙をなくすため、施設等に加えて、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例の重点区域外の路上等における防止対策をするべき。 路上の歩きタバコ、自転車で移動中の喫煙、幼児が遊ぶ公園や空地、家の影の路地などでの喫煙を禁止すること。 	<p>受動喫煙は屋内外を問わず防止すべきですが、屋外での喫煙の場合、タバコの煙が空気中に拡散し濃度が薄まるのに対し、屋内の場合はタバコの煙が滞留し、濃度が高い状態で受動喫煙にさらされることになります。そのため、屋内での受動喫煙を防止することがより必要と考え、屋内での受動喫煙を防止するための規制を検討するものです。</p> <p>なお、本市では、歩行者の安全を確保し、かつ、美しい街づくりを推進することを目的に、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例を制定し、市内全域で、指定された喫煙所を除き道路、公園など屋外の公共の場所では喫煙をしない努力義務を設けており、特に人通りが多く、タバコの火の害が発生するおそれが高い地区（JR千葉駅東口地区、JR稲毛駅周辺地区、JR海浜幕張駅周辺地区及びJR蘇我駅周辺地区の4か所）を取締り地区とし、屋外での喫煙を禁止しています。</p>
30	屋外の喫煙所設置に反対	1	<ul style="list-style-type: none"> 路上に喫煙所を増設もやむを得ないという内容のものを読みましたが、喫煙所を新たに設置するのではなく、巡回強化や掲示、過料での対応を望みます。 	<p>屋内の受動喫煙対策が進むと、建物敷地と道路等の境界付近など、屋外での喫煙が増加し、タバコの吸い殻の散乱による環境の悪化や歩行者等の受動喫煙による健康被害が増えることが懸念されますが、現状、一定程度の喫煙者が存在することを考慮すると、設置場所や構造など受動喫煙防止の配慮を行った上で、屋外での対策について、慎重に検討する必要があると考えています。</p> <p>また、路上喫煙等・ポイ捨て取締り地区における過料処分件数は減少傾向ですが、依然として多数の違反行為者が存在していることから、路上喫煙による火傷などから歩行者の安全を守るとともに、美しいまちづくりを推進するための対策の一つとして、JR海浜幕張駅高架下に屋外喫煙所を設置し、違反行為の防止効果、課題、粉塵濃度測定等による周辺環境への影響などについて調査・分析を行う実証事業を実施することとしています。今後、この結果などを勘案して屋外の対策を検討してまいります。</p> <p>なお、実証事業を行う屋外喫煙所は、人通りの多い場所を避け、周囲へのタバコの煙に配慮して送風機を設置し、周囲を高さ3mのハイ・パーテーションで囲い、出入口をクランク型とすることとしています。</p>
31	屋外に喫煙所をもっと設けるべき	51	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店等で喫煙することができなくなるので、屋外で喫煙できる場所を駅前等に設けてほしい。 屋内を規制する場合はきちんと屋外喫煙所の設置を義務化するべきだ。 	<p>屋内の受動喫煙対策が進むと、建物敷地と道路等の境界付近など、屋外での喫煙が増加し、タバコの吸い殻の散乱による環境の悪化や歩行者等の受動喫煙による健康被害が増えることが懸念されますが、現状で、一定程度の喫煙者が存在することを考慮すると、設置場所や構造など受動喫煙防止の配慮を行った上で、屋外での対策については、慎重に検討する必要があると考えています。</p> <p>また、路上喫煙等・ポイ捨て取締り地区における過料処分件数は減少傾向ですが、依然として多数の違反行為者が存在していることから、路上喫煙による火傷などから歩行者の安全を守るとともに、美しいまちづくりを推進するための対策の一つとしてJR海浜幕張駅高架下に屋外喫煙所を設置し、違反行為の防止効果、課題、粉塵濃度測定等による周辺環境への影響などについて調査・分析を行う実証事業を実施することとしています。今後、この結果などを勘案して屋外の対策を検討してまいります。</p>
32	店頭で灰皿を設置できるよう条例を整備するべき	166	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の同意が得られず店内禁煙にせざるをえなくなった場合、敷地内の店頭等に灰皿を設置できるように条例整備していただくよう、要望いたします。 仮に条例を施行するなら店頭等に灰皿を設置できるように条例整備するべきである。 	<p>改正後の健康増進法では、第二種施設の屋内について原則禁煙としており、屋外の店頭への灰皿の設置は禁止されていません。</p> <p>ただし、施設の管理権原者には、受動喫煙を防止するよう努めるものとされていることから、屋外に灰皿を設置する場合には、店内にタバコの煙が入り込まない位置に設置するなど、状況に応じた配慮が必要です。</p> <p>また、本市では、路上喫煙等による火傷、衣服の焦げといった身体・財産への危害から、歩行者の安全を確保し、かつ、美しい街づくりを推進し、安全、快適な都市環境を確保することを目的に、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例を制定しており、当該条例の主旨に反する場合は、店頭や道路に面した場所への灰皿の設置は控えていただくようお願いしています。</p>
33	喫煙者の権利に配慮し、喫煙者と禁煙者が共存するべき	13	<ul style="list-style-type: none"> 海外では屋内は喫煙不可だが、屋外は対象外となっているが、日本では屋内屋外両方不可の方向に向かっている。喫煙者の権利を全面的に奪っている 喫煙者の排除ではなく共存できる環境を目指すべきだ。 	<p>本条例案は、喫煙を禁止するものではなく、受動喫煙による健康影響が科学的に明らかになっていることから、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な従業員を守るために、主に従業員のいる既存の小規模飲食店における規制を設けるものです。</p>
34	喫煙室設置以外の分煙手法も認めるべき	4	<ul style="list-style-type: none"> 分煙対策をすれば受動喫煙を防げるので、喫煙室設置以外の分煙手法も認めるべきだと思います。 一括禁煙ではなく、店舗規模等により対象を決め、分煙対策により受動喫煙は充分防ぐことができます。 	<p>喫煙室設置以外の分煙については、仕切りのない空間分煙の場合、タバコの煙は禁煙区域にも流れてしまうため、受動喫煙対策として不十分です。</p> <p>また、時間分煙の場合、喫煙可能な時間に従事する従業員は受動喫煙にさらされることとなり、受動喫煙対策として不十分です。</p>
35	喫煙専用室の基準など今回の「基本的な考え方」には記載されていない具体的な内容を示してほしい	1	<ul style="list-style-type: none"> 屋外喫煙所に必要な措置、掲示の内容、喫煙専用室等の基準、必要な設備、だれが検査するのか、何の物質を検査するのか、罰則の適用になる場合の例等を示してほしい。 	<p>喫煙専用室などの具体的な基準は、今秋を目途に厚生労働省令等で示される予定であり、現時点ではお示しすることはできません。市としては、今後、国から示される内容を踏まえ、速やかに指導ガイドラインを作成し、公表してまいります。</p>

「千葉市受動喫煙の防止に関する条例(仮称)の基本的な考え方(案)」に関するパブリックコメント手続で提出された意見の概要と市の考え方

NO.	項目	件数	主な意見の概要	市の考え方
36	たばこの製造、販売をやめる、値上げをする等すべき	4	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙は体に悪い。オリンピックの環境によくない。国はいつそたばこを作らない、売らないことが大事。 ・国が決めることですから難しいでしょうが、市内でのたばこの販売に独自の税金をかける。ここまでできれば最高です。 	たばこの製造、販売については、たばこ事業法において規定されており、たばこ税については、たばこ税法等で規定されています。よって、たばこの製造、販売又はたばこ税の増税を含むたばこの値上げについては、本市で規定を設けることはできません。
37	たばこ販売店の経営に配慮すべき	1	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店になって50年近くになります。この数年販売高が厳しくなっています。この上ますます厳しい条例を制定して個人販売店はどうすればよいのですか。 	本条例案は、市民の健康増進を図る観点から受動喫煙を防止するための一定の規制を設けるものであり、たばこの販売や喫煙自体を規制するものではありません。